

【H23.02.25 版】

県立特別支援学校 編成整備の基本方向
(平成24年度～平成33年度)

【 素 案 】

【 目 次 】

はじめに	1
------	---

第1章 計画策定の基本的考え方

1. 編成整備計画の性格	2
2. 編成整備計画の対象	2
3. 編成整備計画の前提	2
4. 編成整備計画の期間	3
5. 編成整備計画の進行管理	3

第2章 県立特別支援学校の現状と課題

1. 特別支援学校の配置	5
2. 特別支援学校の施設	8
3. 特別支援学校の規模	9
4. 特別支援学校の医療的ケア	13
5. 特別支援学校の学部・学科と進路	15
6. 特別支援学校の交流・共同学習	17
7. 特別支援学校の新設	20

第3章 計画における目標の設定

方針1：学校規模の適正化を図る	21
方針2：軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部を充実させる	22
方針3：医療的ケアを充実させるため、効率的・効果的に看護師を配置する	22
方針4：交流・共同学習をより積極的に推進する	22
方針5：より身近な地域で就学できるようにする	22
方針6：施設改築に向けて整備計画を策定する	23
方針7：より少ない費用でより高い効果が得られる手段を選択する	23

関係資料

課題（第2章）と目標（第3章）の対応表	24
特別支援学校知的障害種在学者数の推計	25

はじめに

(各章の内容が確定した後、最後に作成するため省略)

第1章 計画策定の基本的考え方

1. 編成整備計画の性格

- ・新しい学校をつくったり、あるいは廃校にしたりすることは、幅広い行政活動の中でも、とりわけ県民の関心を多く集める分野です。
- ・また、多くの予算を必要とし（あるいは減らすことができ）、中長期的に取り組む必要がある分野でもあります。
- ・行政組織からみると、複数部署の業務と事業が関連しあう分野であるため、密接に連携して取り組みを進めなければなりません。
- ・編成整備計画は、こうした特徴をもつ分野の取り組みを、効率的・効果的に執り行うために策定する計画です。
- ・編成整備計画により目標を設定し、その達成に向けた手段と行程を明らかにすることで、関連する複数部署が効率的に業務を進めることができます。
- ・また、編成整備計画を策定する過程で多くの県民の声をお聞きし、意見を交換することで、県民の関心を事前に把握し、計画策定後の効果的な事業展開を図っていきます*1。

2. 編成整備計画の対象

- ・編成整備計画で対象とするのは、沖縄県教育委員会が行う県立特別支援学校に関する業務のうち、複数部署の連携した対応が必要となる以下の事項です。

「学校の設置・廃止」

「学部・科・学科の設置・廃止」

「分校・分教室の設置・廃止」

「学校の障害の種類の設定」

「国庫補助金を活用した大規模な施設・設備の整備」

3. 編成整備計画の前提

- ・編成整備計画は、関係法令や上位計画の範囲内で策定しなければなりません。従って、関

*1 特別支援学校に関する事務は主に県立学校教育課が担当しているが（教育庁組織規則第7条）、編成整備計画策定は複数部署の取りまとめが必要なことから、総務課が担当する（同規則第4条第27号「県立学校の設置及び廃止」に基づく）。

係法令や上位計画は、編成整備計画の前提となります。

- ・前提となる関係法令としては、学校教育法、標準法^{*1}、障害者基本法、障害者自立支援法、発達障害者支援法、医師法^{*2}、沖縄振興特別措置法等があります。
- ・前提となる法令の改正によっては、編成整備計画の変更が必要となるため、その動向を注視する必要があります。
- ・また、編成整備計画の前提となる上位計画としては、沖縄振興計画、沖縄県教育振興基本計画があります。いずれの計画も平成 23 年度が最終年度であり、現在、新たな計画に向けて策定作業が進行中です。編成整備計画の策定にあたっては、こうした上位計画の策定動向を把握しながら進める必要があります。
- ・さらに、関連性の強い計画として、県立高等学校編成整備計画、沖縄県障害者基本計画があります。これらの計画とも整合性を保ちながら、計画を策定する必要があります。

4. 編成整備計画の期間

- ・この編成整備計画の計画期間は、前提となる沖縄振興特別措置法や沖縄振興計画が 10 年を期間として設定していることから、同様に平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とします。

5. 編成整備計画の進行管理

- ・編成整備計画は「編成整備の基本方向」と、それを受けた具体的内容を伴う「編成整備実施計画」の二段階に分けて策定します。
- ・このうち「編成整備の基本方向」では、現状と課題を把握し、計画で達成すべき目標を設定します。
- ・また、「編成整備実施計画」では、目標を達成するための具体的な方法・手段を企画します^{*3}。
- ・「編成整備の基本方向」と「編成整備実施計画」が策定された後は、教育委員会はこの編成整備計画に沿って事業を展開していきます。

*1 一学級あたりの児童生徒数の標準を定めた法律。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」。

*2 医療的ケア関係。

*3 岡本薫『Ph. P手法によるマネジメントプロセス分析』（商事法務）を参考とした。「Ph. P」は「Phased Planning」の略であり、「Ph. P手法」は政策研究大学院大学の岡本薫教授が考案したものの。

- ・事業実施後は、結果の評価・検証が必要です。この結果の評価・検証は、教育委員会会議において、毎年度、教育長が報告します。
- ・また、編成整備計画の前提となる法令や計画の改正などにより、計画変更の必要性が生じた際は、策定手順と同様に、教育委員会会議において変更を決定します。

第2章 県立特別支援学校の現状と課題

- ・この章では、県立特別支援学校をめぐる現状と課題を把握し、原因の特定と将来推計を行います。

1. 特別支援学校の配置

- ・現在、本県には 16 校（うち分校 1 校）の特別支援学校が設置されており、そのすべてが県立学校です。
- ・各特別支援学校は障害の種類^{*1} が定められており、このため障害の種類によって通学区域が異なります。障害種ごとの学校設置状況と通学区域は、次のとおりです。

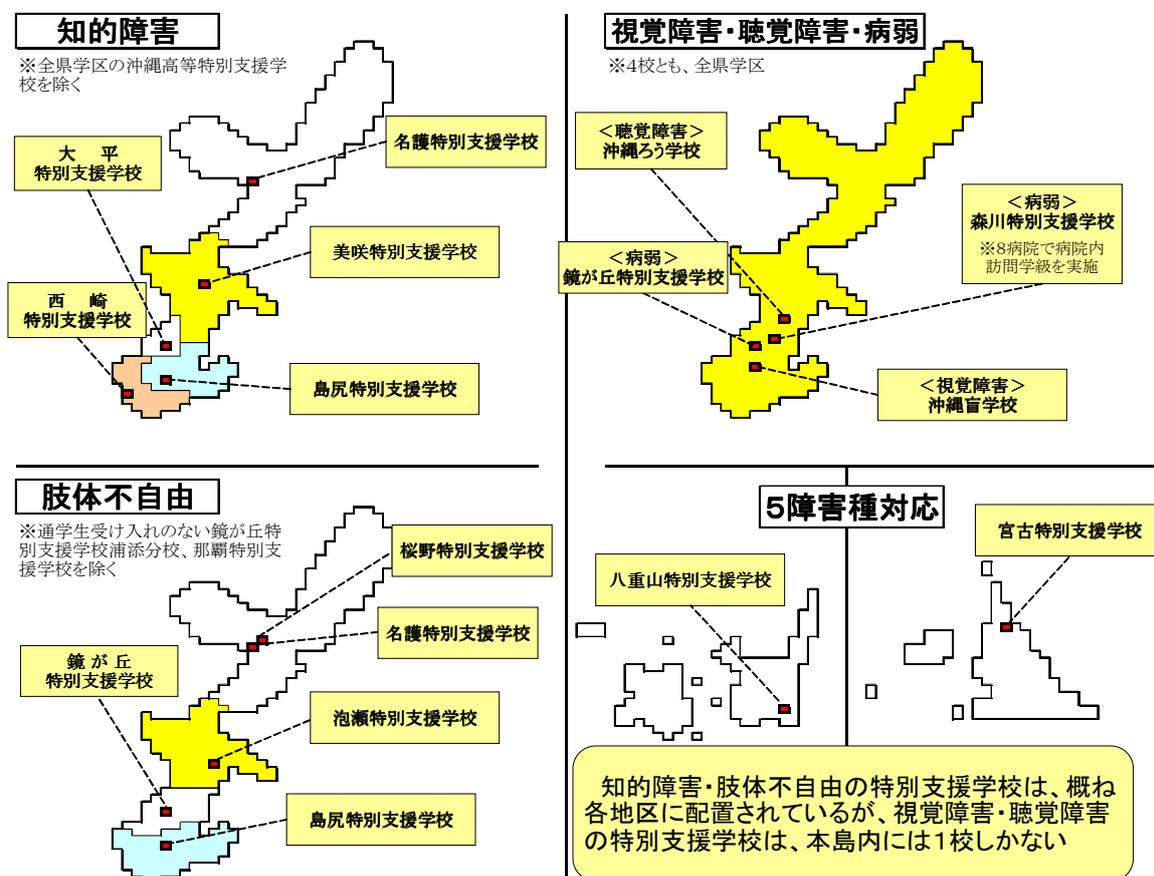


図1 障害種ごとの学校設置状況と通学区域^{*2}

*1 学校教育法第72条に基づく視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5種類。

*2 平成23年度からの通学区域。特別支援学校のない離島は、全県学区となる。

- ・また、特別支援学校は原則、寄宿舎を設けることとなっています*1。ただし、在学者が通学可能な範囲に居住している場合や、学校に隣接する医療機関等に入所している場合などは設けなくてもよいとされています。
- ・近年、自家用車の普及や交通機関の発達、スクールバスの導入などにより、通学可能な区域は拡大しています。
- ・各特別支援学校の寄宿舎・スクールバス・隣接機関の状況は、次のとおりです。

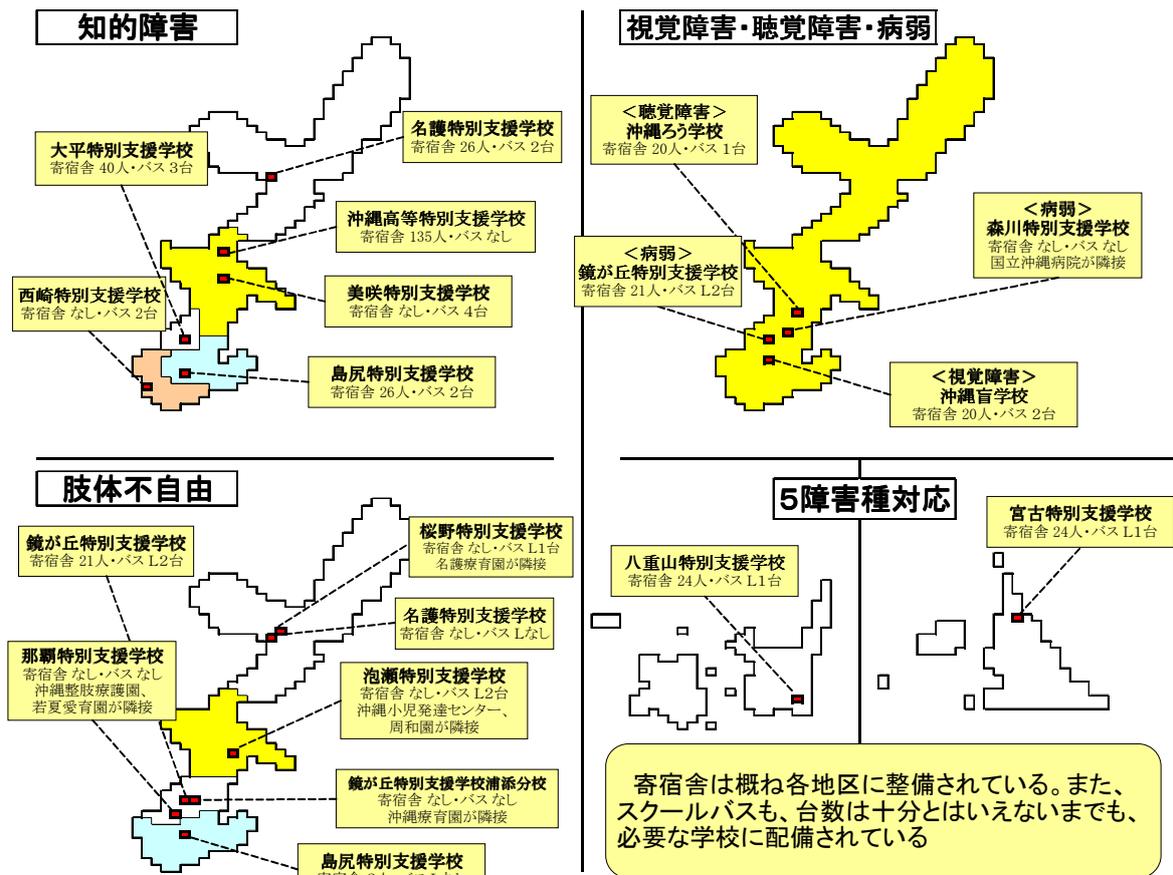


図2 障害種ごとの寄宿舎・スクールバス・隣接機関*2

- ・スクールバスが配備されることで、自宅から登下校できる範囲は広がります。しかし、スクールバスの運行距離が長くなれば、登下校に要する時間も長くなります。
- ・長時間の登下校は、身体的な負担となるだけでなく、授業時間や課外活動を制限すること

*1 学校教育法第78条。

*2 寄宿舎の横の人数は定員を示す。また、スクールバスのLは、リフト付きバスのこと。

にもなります。

- ・各校スクールバスの朝の運行時間は、全コースで1時間10分以上であり、また3分の2で1時間30分以上となっています*1。
- ・登下校にはスクールバスの運行時間の他に、自宅からバス停までの移動時間と、バス停での待機時間が加わります。

表1 各校スクールバスの朝の運行時間

視覚障害

沖繩盲学校(2台)	学校発	学校着	運行時間
南部コース	6:45	8:40	1:55
中部コース	6:45	8:40	1:55

聴覚障害

沖繩ろう学校(1台)	学校発	学校着	運行時間
スクールバス	6:55	8:35	1:40

5障害種

宮古特別支援学校(1台)	学校発	学校着	運行時間
スクールバス	7:00	8:40	1:40
八重山特別支援学校(1台)	学校発	学校着	運行時間
スクールバス	7:35	8:45	1:10

肢体不自由

桜野特別支援学校(1台)	学校発	学校着	運行時間
スクールバス	7:00	8:45	1:45
泡瀬特別支援学校(2台)	学校発	学校着	運行時間
Aコース	7:00	8:40	1:40
Bコース	7:00	8:40	1:40
鏡が丘特別支援学校(2台)	学校発	学校着	運行時間
那覇コース	6:55	8:40	1:45
中部コース	7:10	8:40	1:30

知的障害

名護特別支援学校(2台)	学校発	学校着	運行時間
本部半島コース	7:00	8:43	1:43
金武コース	7:00	8:43	1:43
美咲特別支援学校(4台)	学校発	学校着	運行時間
Aコース	7:20	8:55	1:35
Bコース	7:20	8:45	1:25
Cコース	7:20	8:45	1:25
Dコース	7:20	8:45	1:25
大平特別支援学校(3台)	学校発	学校着	運行時間
Aコース	7:10	8:37	1:27
Bコース	7:10	8:37	1:27
Cコース	7:10	8:36	1:26
島尻特別支援学校(2台)	学校発	学校着	運行時間
知念コース	7:15	8:45	1:30
与那原コース	7:15	8:45	1:30
西崎特別支援学校(2台)	学校発	学校着	運行時間
那覇コース	7:10	8:45	1:35
摩文仁コース	7:10	8:45	1:35

全コースの運行時間が1時間10分以上、3分の2が1時間30分以上。この時間に、自宅からバス停までの移動時間とバス停での待機時間が加わる。

- ・以上から、特別支援学校の配置をめくり次のような課題があります。

<課題>

- (1) 沖縄本島地域では、視覚障害及び聴覚障害に対応する学校がそれぞれ1校しかなく、通学に際して在学者やその家庭への負担が大きい。
- (2) スクールバスによる登下校の負担や制限が小さくない。

*1 スクールバスの運行経路が往復とも同じコースであれば、バス停がどの位置であっても、下図の通り「スクールバスの片道の運行時間=下校に要する時間+登校に要する時間」となる。



2. 特別支援学校の施設

- ・学校建築物の耐用年数は、おおむね 50 年程度とされています^{*1}。本県ではこれまで、建築資材や旧耐震基準（昭和 56 年度以前）等の事情により、築後 30 年程度で改築が行われてきました。
- ・編成整備計画の中間時点である平成 28 年度、最終時点である平成 33 年度の各特別支援学校の主な施設の経年状況をみると、鏡が丘特別支援学校などで対策が必要と考えられます。

表 2 各学校の主な施設の経年状況

No.	学校名	施設名	建築年月	各年度における経年状況			No.	学校名	施設名	建築年月	各年度における経年状況		
				H22	H28	H33					H22	H28	H33
1	沖縄盲学校 (H23年度以降に改築予定)	幼稚部小学部棟	S56.3	29年	35年	40年	8	宮古特別支援学校	幼稚部棟	H19.2	3年	9年	14年
		管理棟(中学部)	S56.3	29年	35年	40年			小学部棟	H18.7	4年	9年	14年
		外来治療高等部棟	S56.3	29年	35年	40年			中学部棟	H18.7	4年	9年	14年
		寄宿舎	S56.3	29年	35年	40年			高等部棟	H18.7	4年	9年	14年
		体育館	S56.3	29年	35年	40年			プレイルーム棟	H18.7	4年	9年	14年
プール	S62.3	23年	29年	34年	特別教室棟	H18.7			4年	9年	14年		
2	沖縄ろう学校 (平成24年度以降に改築予定)	幼稚部棟	S59.9	26年	31年	36年			多目的棟	H19.2	3年	9年	14年
		管理棟	S53.7	32年	37年	42年			管理棟	H19.2	3年	9年	14年
		小学部棟	S53.7	32年	37年	42年			農作業棟	H8.2	14年	20年	25年
		中学部棟	S53.7	32年	37年	42年			寄宿舎棟	H18.7	4年	9年	14年
		高等部棟	S53.7	32年	37年	42年			体育館	H19.2	3年	9年	14年
		寄宿舎	S53.8	32年	37年	42年			プール	H18.3	4年	10年	15年
		会議棟	H9.3	13年	19年	24年			普通教室棟	H22.3	0年	6年	11年
		技術棟	H16.3	6年	12年	17年			特別教室棟	H22.3	0年	6年	11年
3	名護特別支援学校	体育館	S53.6	32年	37年	42年			管理棟	H22.3	0年	6年	11年
		プール	S53.9	32年	37年	42年	寄宿舎	H22.3	0年	6年	11年		
		A棟	H16.3	6年	12年	17年	給食棟	H22.3	0年	6年	11年		
		B棟	H16.3	6年	12年	17年	体育館	H22.3	0年	6年	11年		
		C棟	H16.3	6年	12年	17年	プール	H22.3	0年	6年	11年		
		D棟	H16.3	6年	12年	17年	作業棟	H9.3	13年	19年	24年		
		家庭科棟	S62.3	23年	29年	34年	校舎棟	H3.8	19年	24年	29年		
		寄宿舎	H15.7	7年	12年	17年	産振棟	H3.8	19年	24年	29年		
		水泳プール棟	H16.2	6年	12年	17年	寄宿舎棟	H3.4	19年	25年	30年		
		体育館	H16.2	6年	12年	17年	体育館棟	H3.11	18年	24年	29年		
4	美咲特別支援学校	普通教室棟	H8.3	14年	20年	25年	プール	H3.3	19年	25年	30年		
		普通教室・特別教室棟	H8.3	14年	20年	25年	校舎棟1	S62.3	23年	29年	34年		
		管理棟	H8.3	14年	20年	25年	校舎棟2	H16.3	6年	12年	17年		
		旧体育館	S59.8	26年	31年	36年	小学部教室棟・管理棟	S58.3	27年	33年	38年		
		新体育館	H8.3	14年	20年	25年	中学部教室等	H2.1	20年	26年	31年		
		幼稚部・プール棟	H8.3	14年	20年	25年	高等部棟	H13.3	9年	15年	20年		
		小学部東棟	H2.6	20年	25年	30年	高等部新校舎	H22.3	0年	6年	11年		
5	大平特別支援学校	小学部西棟	H8.3	14年	20年	25年	パソコン等教室棟	H11.3	11年	17年	22年		
		中学部棟	H1.3	21年	27年	32年	体育館	H4.3	18年	24年	29年		
		高等部棟	H2.3	20年	26年	31年	プール	S59.8	26年	31年	36年		
		特別教室棟	H2.6	20年	25年	30年	給食室	S60.3	25年	31年	36年		
		高等部新校舎	H22.3	0年	6年	11年	管理棟	S57.4	28年	34年	39年		
		生活訓練棟	H2.3	20年	26年	31年	教室棟	S57.4	28年	34年	39年		
		管理棟	H1.3	21年	27年	32年	体育館	S57.4	28年	34年	39年		
		多目的ホール棟	H8.3	14年	20年	25年	寄宿舎	S57.4	28年	34年	39年		
		寄宿舎	H16.3	6年	12年	17年	プール	S57.8	28年	33年	38年		
		体育館	S60.3	25年	31年	36年	鏡が丘特別支援学校浦添分校	教室・管理棟・プレイルーム	S58.8	27年	32年	37年	
		プール	H5.3	17年	23年	28年	那覇特別支援学校 (H22年度管理棟撤去予定)	管理棟	S54.11	30年	36年	41年	
		校舎棟	H23.3	-	5年	10年	旧校舎棟	S61.3	24年	30年	35年		
		屋内運動場棟	H23.3	-	5年	10年	新校舎棟	H10.5	12年	17年	22年		
プール棟	H23.3	-	5年	10年	管理棟	S57.11	27年	33年	38年				
寄宿舎棟	H23.3	-	5年	10年	小・中学部棟	S57.11	27年	33年	38年				
農場管理棟	H6.2	16年	22年	27年	高等部棟	H1.3	21年	27年	32年				
7	西崎特別支援学校	小学部棟	S63.3	22年	28年	33年							
		小学部棟2	H12.2	10年	16年	21年							
		中学部棟	S63.3	22年	28年	33年							
		中学部棟2	H15.3	7年	13年	18年							
		高等部棟	S63.3	22年	28年	33年							
		管理棟	S63.3	22年	28年	33年							
		体育館	S63.3	22年	28年	33年							
プール	S63.3	22年	28年	33年									

※ 築35年以上は太文字・網掛け

- ・以上の経年状況から、次のような課題をあげることができます。

<課題>

- (1) 平成 33 年度には、鏡が丘特別支援学校、鏡が丘特別支援学校浦添分校の施設全体が、また、那覇特別支援学校、森川特別支援学校、泡瀬特別支援学校の一部施設が築 35 年以上となり、改築等の対応が想定される。

*1 文部科学省補助事業における財産処分制限期間から。

3. 特別支援学校の規模

- ・学校の規模をはかる目安には、在学者数、在学者数一人あたりの敷地面積、教職員数などがあります。現在、各特別支援学校のそれぞれの状況は、次のとおりです。特に、美咲特別支援学校と大平特別支援学校の両校で過大規模といえる状態にあります。

表3 各校の在学者数、教職員数、敷地面積（平成22年5月1日現在）

学校名	項目	在学者数 (人)	教職員数 (人)	敷地面積 (㎡)	在学者一人 あたり敷地 面積 (㎡)	収容定員 *1 (人)	収容定員 - 在学者数 (人)
沖縄盲学校		73	86	29,774	407.9	147	74
沖縄ろう学校		83	71	35,066	422.5	146	63
名護特別支援学校		117	97	35,074	299.8	209	92
美咲特別支援学校		320	169	24,094	75.3	322	2
大平特別支援学校		295	180	26,445	90.3 *2	266	-27 *2
島尻特別支援学校		159	120	29,532	185.7	196	37
西崎特別支援学校		164	105	21,171	129.1	225	61
宮古特別支援学校		75	73	31,834	424.5	148	73
八重山特別支援学校		57	63	25,105	440.4	79	22
沖縄高等特別支援学校		147	90	29,914	230.1 *2	135	5 *2
桜野特別支援学校		31	38	2,965	95.7	35	4
泡瀬特別支援学校		160	132	11,716	73.2	241	81
鏡が丘特別支援学校		135	152	40,341	298.8	173	38
鏡が丘特別支援学校浦添分校		12	8	4,331	360.9	32	20
那覇特別支援学校		49	49	6,130	125.1	170	121
森川特別支援学校		33	39	4,639	140.6	83	50
合計(平均)		1,910	1,472	(22,383)	(237.5)	2,607	716

美咲特支・大平特支は、過大規模といえる状態にある

*1 収容定員は、普通教室数、各学校の重複学級等の割合、1教室あたりの利用者数等から勘案して算出。実際にはその他の条件（教職員数、面積、特別教室数等）も考慮する必要があるため、最大収容定員ではない。
 *2 本校に籍者数のみで求めた。分教室（久米島2人、中農8人、南風原9人）は含めず。
 *3 浦添分校12人のうち9人は、鏡が丘特別支援学校高等部分教室の在籍者数。

- ・現在の学校規模だけでなく、将来の学校規模を予測することは、教育的、財政的に適切な措置をとるため重要です。
- ・在学者数の推移要因を分析することで、将来の傾向をある程度予測することができます。
- ・少子化等の影響により、本県でも全国と同様に小・中・高等学校の児童生徒数は減少しております。これに対し、特別支援学校の在学者数は増加を続けております。

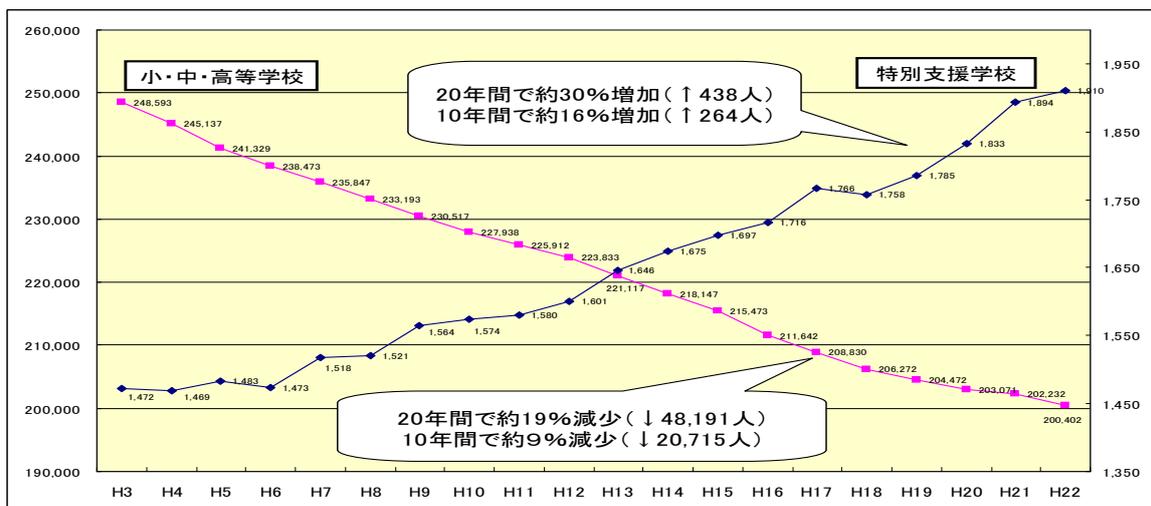


図3 本県の特別支援学校及び小・中・高等学校における在学者数の推移

- ・特別支援学校の在学者数の推移を障害種ごとにみると、知的障害種の在学者数の増加が、全体の在学者数を押し上げる主な要因になっていることがわかります。

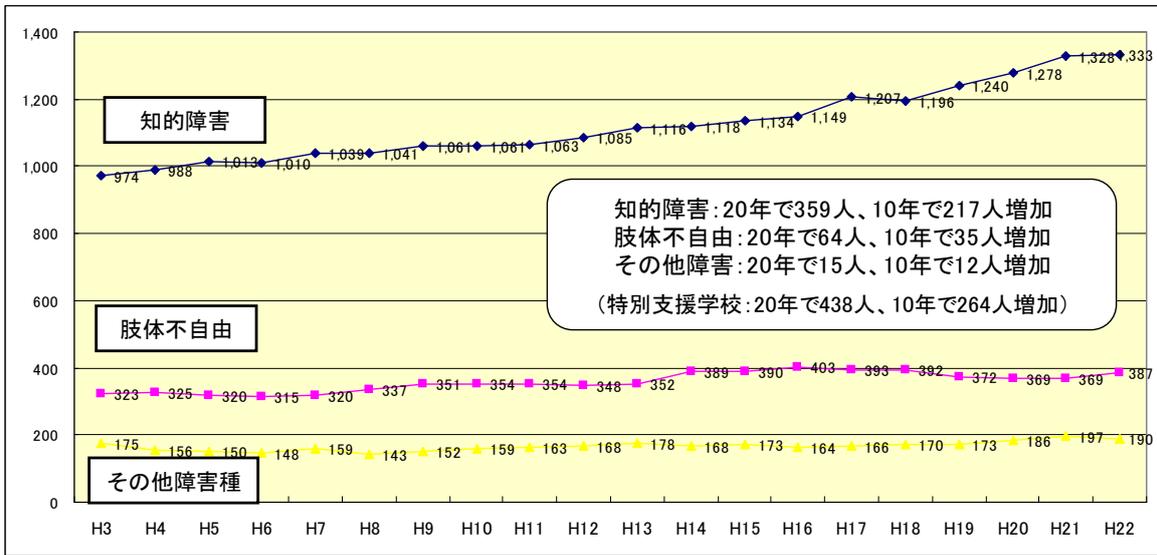


図4 特別支援学校における障害種ごとの在学者数の推移

- ・この知的障害種の在学者数の推移を学部ごとにみると、ここ10年間は高等部の生徒数の増加が大きくなっています。

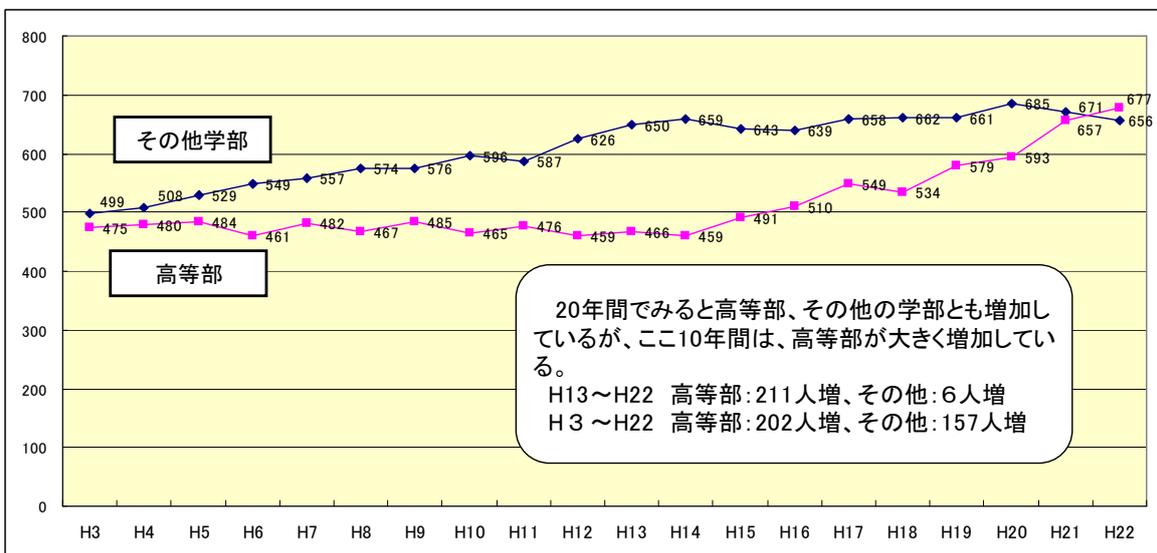


図5 知的障害種の学部別在学者数の推移

- ・知的障害種の高等部生徒数の増加は、特別支援教育に対する理解が浸透したこと、また特別支援学校への評価・期待が高まったこと、などが要因として考えられます。
- ・関連するデータとして沖縄県の療育手帳^{*1}登録数の推移や全国の知的障害者の年齢分布の推移をみても、各年齢層で人口増加割合以上に登録数や人数が増加しており、障害者福祉サービスの向上や一般の理解が高まっていることが推測されます。

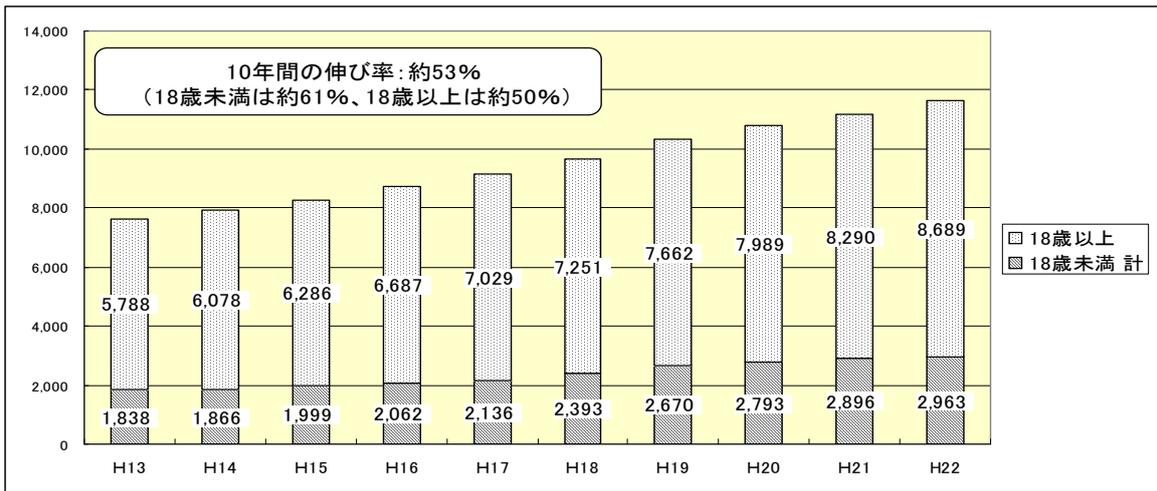


図6 沖縄県における療育手帳交付台帳登録数^{*2}

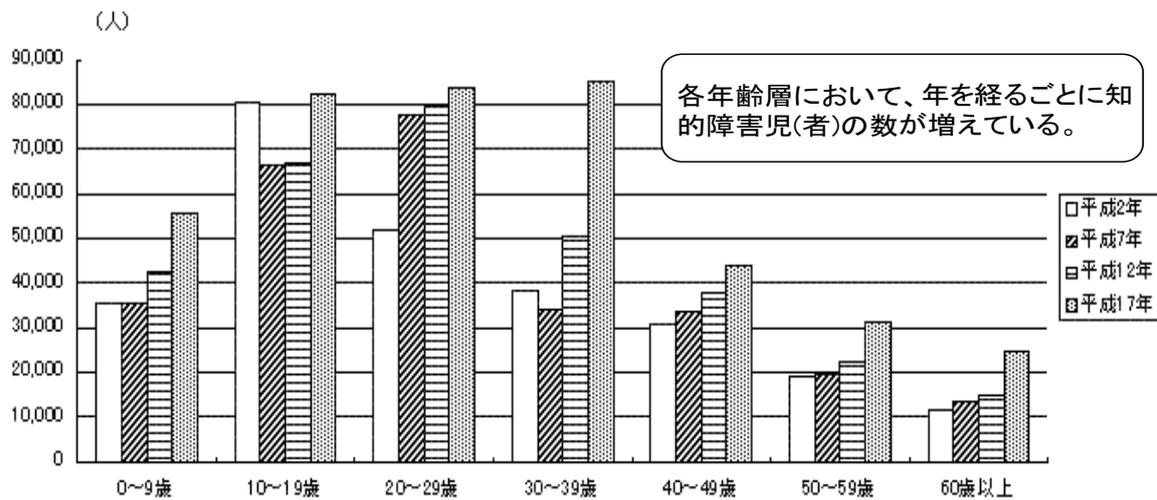


図7 全国の知的障害児（者）年齢分布の推移^{*3}

*1 知的障害児（者）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために知事が交付する手帳。

*2 各年3月末の数値。沖縄県福祉保健部『福祉行政の概要』の統計数値から作成

*3 厚生労働省「平成17年知的障害児（者）基礎調査結果」から引用を一部加工

- ・知的障害以外の障害種の在学者数は、過去 10 年間の推移（前出の図 5）から、おおよそ現状数で推移するか、あるいは少子化の影響から、若干減少すると予測されます。
- ・その中でも、医療機関等^{*1}と隣接し主にその入所者を受け入れる桜野特別支援学校、鏡が丘特別支援学校浦添分校、森川特別支援学校においては、医療機関等に入所する学齢対象者の減少に伴い、在学者数が減少すると予測されます^{*2}。
- ・知的障害種の特別支援学校在学者数の推計は、知的障害高等部への進学者が増加している現況を踏まえると、次のとおりです（推計方法の詳細は、関係資料として 25 ページから掲載）。美咲特別支援学校、大平特別支援学校の両校は、今後も増加傾向が予測されます。

表 4 各校の平成22年度占有率から推計される5年後及び10年後の増加数^{*3}

	H22年度 小・中・高部 児童生徒数	全体に 占める割合	推 計	
			5年後 145人↑	10年後 350人↑
名護特別支援学校	112	9.6%	14	34
美咲特別支援学校	309	26.6%	38	93
大平特別支援学校	295	25.4%	37	89
島尻特別支援学校	157	13.5%	20	47
宮古特別支援学校	74	6.4%	9	22
八重山特別支援学校	56	4.8%	7	17
西崎特別支援学校	158	13.6%	20	48

美咲特支、大平特支とも
 今後も増加傾向と推計

※ 高等特別支援学校の定員は H22 年度水準と仮定

- ・以上から、特別支援学校の規模について、次のような課題をあげることができます。

<課題>

- (1) 現在、美咲特別支援学校と大平特別支援学校は、過大規模となっている。
- (2) 在学者数の推計から、名護特別支援学校、島尻特別支援学校、西崎特別支援学校においても適正規模を越える可能性がある。
- (3) 桜野特別支援学校、鏡が丘特別支援学校浦添分校、森川特別支援学校では在学者数が減少が予想され、過小規模となる可能性がある。

*1 医療機関のほか、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設。

*2 那覇特別支援学校に隣接する沖縄整肢療護園では、子どもが入所するのではなく、園に通う形態をとる「通園事業」を一部実施している。このため、学齢対象者は減少しないと考えられる。

*3 高等部在学者数が増加する傾向はいずれ頭打ちになると考えられるが、それがどの時点かという推測は困難であるため、単純に現在の傾向が 10 年間続くと仮定している。この点は、留意が必要である。

4. 特別支援学校の医療的ケア

- ・近年、全国的には児童生徒等の障害の重度・重複化や多様化が進んでいるといわれています。
- ・本県でも全国と同様の傾向にあると考えられます。参考までに、本県の特別支援学校の重複学級の推移をみると、重複学級在学者の割合が増加していることがわかります。

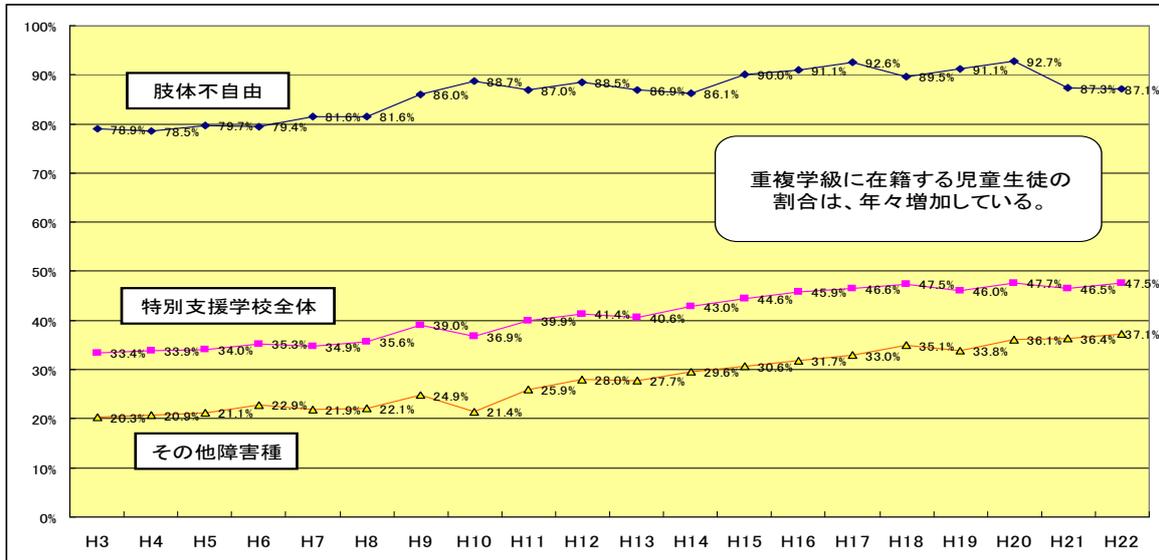


図8 重複学級在学者の割合の推移^{*1}

- ・こうした状況に対応するため、特別支援学校に医療的ケアを行う看護師が配置されています。本県では、平成13年度より文部科学省のモデル事業として始まり、平成17年度からは県の単独事業として実施されています。本県の配置状況は次のとおりです。

表5 特別支援学校における看護師の配置状況

年度	配置	学校・配置数
13	1校1人	鏡が丘特支1
14	1校1人	鏡が丘特支1
15	1校1人	鏡が丘特支1
16	1校1人	鏡が丘特支1
17	3校3人	泡瀬特支1、鏡が丘特支1、森川特支1
18	4校6人	桜野特支1、泡瀬特支2、鏡が丘特支2、森川特支1
19	5校8人	桜野特支1、泡瀬特支3、鏡が丘特支2、那覇特支1、森川特支1
20	5校8人	桜野特支1、泡瀬特支3、鏡が丘特支2、那覇特支1、森川特支1
21	5校9人	桜野特支1、泡瀬特支3、鏡が丘特支3、那覇特支1、森川特支1
22	5校9人	桜野特支1、泡瀬特支3、鏡が丘特支3、那覇特支1、森川特支1

配置校、配置人数とも、年々拡大している

※「特支」は、特別支援学校の略

*1 幼稚部には重複学級の設定がないため、幼稚部の在学者数を除いて割合を求めている。

- ・看護師の配置は、医療的ケアを必要とする在学者の安心・安全な教育環境を確保するだけでなく、保護者及びその家庭の負担を軽減させます。
- ・看護師は非常勤の嘱託員として雇用しており、人件費が1人あたり年間約230万円必要となります。
- ・なお、隣接する医療機関等から通学する在学者への医療的ケアは、医療機関等で対応しています。このため、医療機関等に隣接する特別支援学校に配置されている看護師は、医療機関等以外から通学している在学者に対応しています。
- ・また、「県立特別支援学校編成整備計画」（平成19年度～平成23年度）により、平成22年度から名護特別支援学校、宮古特別支援学校、八重山特別支援学校が、平成23年度から島尻特別支援学校が、肢体不自由に対応する特別支援学校となっています。
- ・以上の状況から、特別支援学校の医療的ケアに関して、次のような課題があります。

<課題>

- (1) 特別支援学校への看護師配置は年々増えているが、肢体不自由を受け入れることのできる特別支援学校も拡大している。このため、予算措置を伴う看護師配置の効率的・効果的運用が求められる。

5. 特別支援学校の学部・学科と進路

- ・特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならないとされています。また、加えて幼稚部あるいは高等部を置くことができます。更に、特別の必要のある場合には、幼稚部又は高等部のみを置くことができます*1。
- ・本県に 16 校ある特別支援学校の学部・学科の設置状況は、次のとおりです。

表 6 各校の学部・学科

No.	校名	学部(科)	学 科	No.	校名	学 部	学 科	No.	校名	学 部	学 科
1	沖縄盲学校 (視覚障害)	幼稚部	—	6	島尻特別支援学校 (知的障害・肢体不自由*2)	幼稚部	—	11	桜野特別支援学校 (肢体不自由)	小学部	—
		小学部	—			小学部	—				
		中学部	—			中学部	—				
		高等部	普通科			高等部	普通科	12	泡瀬特別支援学校 (肢体不自由)	小学部	—
高等部 (専攻科)*1	保健医療科 理療科	幼稚部	—	中学部	—						
2	沖縄ろう学校 (聴覚障害)	幼稚部	—	7	西崎特別支援学校 (知的障害)	小学部	—	13	鏡が丘特別支援学校 (肢体不自由)	小学部	—
		小学部	—			中学部	—				
		中学部	—			高等部	普通科				
		高等部	普通科			幼稚部	—	高等部	普通科		
3	名護特別支援学校 (知的障害)	幼稚部	—	8	宮古特別支援学校 (5障害種)	小学部	—	14	鏡が丘特別支援学校 浦添分校 (肢体不自由)	小学部	—
		小学部	—			中学部	—				
		中学部	—			高等部	普通科				
		高等部	普通科			幼稚部	—	(高等部分教室)(普通科)			
4	美咲特別支援学校 (知的障害)	幼稚部	—	9	八重山特別支援学校 (5障害種)	小学部	—	15	那覇特別支援学校 (肢体不自由)	小学部	—
		小学部	—			中学部	—				
		中学部	—			高等部	普通科				
		高等部	普通科			高等部	普通科	16	森川特別支援学校 (病弱)	小学部	—
小学部	—	中学部	—								
5	大平特別支援学校 (知的障害)	小学部	—	10	沖縄高等特別支援学校 (知的障害)	高等部	普通科	高等部	普通科		
		中学部	—								
		高等部	普通科								

*1 高等部(専攻科)の修業年限は、3年
*2 肢体不自由は、平成23年度から

- ・沖縄高等特別支援学校を除く全ての特別支援学校には、小学部、中学部、高等部が設置されています*2。
- ・幼稚部については、県と市町村との役割分担のもと、地域の幼稚園での支援が困難な幼児を対象として受け入れています。このため、各地域ごとに配置しています。
- ・また、肢体不自由の幼児については医療機関等における療育が重要であることから、主として肢体不自由を受け入れる幼稚部は設置していません。

*1 学校教育法第 76 条第 1 項及び第 2 項。

*2 鏡が丘特別支援学校浦添分校の高等部は、浦添分校の学部としてではなく、鏡が丘特別支援学校の分教室として設置されている。

- 次に、特別支援学校の進路状況をみてみますと、平成 21 年度の特別支援学校高等部卒業後の進路状況では、沖縄高等特別支援学校の進学・就労割合が高くなっています。

表 7 特別支援学校高等部卒業後の進路状況（平成21年度）

	進学	一般就労	福祉的就労	福祉サービス利用	その他	合計
沖縄高等特別支援学校	6	27	12	0	3	48
知的障害種特別支援学校(*)	1	15	104	52	4	176
肢体不自由種特別支援学校	1	1	3	17	7	29
その他障害種の特別支援学校	4	6	3	1	8	22
合計	12	49	122	70	22	275

沖縄高等特別支援学校の進学・就労割合が高い

* 沖縄高等特別支援学校を除く

- 沖縄高等特別支援学校は、軽度な知的障害生徒を受け入れ、職業的・社会的自立を目指した教育を行っています。沖縄高等特別支援学校の入学者選抜倍率の推移をみると、志願倍率が増加傾向にあることがわかります。

表 8 沖縄高等特別支援学校の入学者選抜倍率の推移

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
志願者(人)	57	70	75	59	53	51	85	76	75	118
定員(人)	40	40	40	40	40	40	48	45	45	65*
倍率 (受験者÷定員)	1.43	1.75	1.88	1.48	1.33	1.28	1.77	1.69	1.67	1.82

* 平成22年度定員：本校45人、中部農林高校分教室10人、南風原高校分教室10人

志願倍率は、増加傾向にある

- 第3節で示したとおり、今後は知的障害高等部の在学者が増加すると想定されることから、沖縄高等特別支援学校の入学者選抜倍率も上昇すると考えられます。
- この他、職業的自立を目指した教育を行う学科としては、沖縄盲学校高等部に専攻科が設置されています。
- 以上のことから、次のような課題をあげることができます。

<課題>

- (1) 軽度知的障害生徒が、職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部の受け皿が十分でない。

6. 特別支援学校の交流・共同学習

- ・障害者基本法では、「地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない」と定めています*1。
- ・また、文部科学省も「障害のある子どもが幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の子どもと共に活動することは、双方の子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たして」いるとしています*2。
- ・交流及び共同学習として具体的には、学校間交流や居住地校交流、それから地域交流が行われています。
- ・現在、本県の特別支援学校における交流及び共同学習の状況は、次のとおりです。

表9 特別支援学校の交流及び共同学習（平成19年度～平成21年度）

1. 学校間交流の校数及び交流延べ回数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交流学校数	55	59	67
交流延べ回数	109	242	79

2. 居住地校交流の校数及び交流延べ回数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交流学校数	123	154	125
交流延べ回数	579	615	150

3. 地域交流の団体数及び交流延べ回数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
交流相手団体数	9	22	12
交流延べ回数	17	122	38

平成二十一年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため減少したが、学校・回数とも増加傾向にある

*1 第14条第3項。

*2 「交流及び共同学習ガイド」第1章第1節「交流及び共同学習の意義」より引用。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm

- ・交流及び共同学習を進めるにあたっては、以上の方法に加え、小・中・高等学校に特別支援学校の分校・分教室を設置し、日常的に触れあいやすい環境をつくる方法もあります。
- ・また、分校・分教室の設置だけでなく、小・中・高等学校に特別支援学校が併設・隣接して設置されることも、交流及び共同学習の有効な手段となりえます。
- ・全国の都道府県立特別支援学校における分校・分教室の設置等の状況は、次のようになっています。各県で取り組みが進んでいることがわかります。

表10 全国の特別支援学校の分校・分教室の設置等の状況

都道府県	小・中・高	障害種	設置学部	形式	設置
岩手県	A小学校	知的	小学部	分教室	H19
	B小学校	知的	小学部	分教室	H19
	中学校	知的	中学部	分教室	H21
	C小学校	知的	小学部	分教室	H20
宮城県	中学校	知的	小・中	分校	H15
栃木県	中学校	知的	小・中	分校	H22
群馬県	小学校	知的	小・中	分校	H11
埼玉県	A高等学校	軽度知的	高等部	分校	H20
	B高等学校	軽度知的	高等部	分校	H20
	C高等学校	軽度知的	高等部	分校	H20
千葉県	小学校	知的	小・中	分教室	H20
	A高等学校	知的	高等部	分教室	H21
	B高等学校	知的	高等部	分校	H22
	C高等学校	知的	高等部	分校	H22
	D高等学校	知的	高等部	分校	H22
神奈川県	A高等学校	知的	高等部	分教室	H16
	B高等学校	知的	高等部	分教室	H16
	C高等学校	知的	高等部	分教室	H17
	D高等学校	知的	高等部	分教室	H18
	E高等学校	知的	高等部	分教室	H18
	F高等学校	知的	高等部	分教室	H20
	G高等学校	知的	高等部	分教室	H20
	H高等学校	知的	高等部	分教室	H20
	I高等学校	知的	高等部	分教室	H21
	J高等学校	知的	高等部	分教室	H21
	K高等学校	知的	高等部	分教室	H21
	L高等学校	知的	高等部	分教室	H22
	M高等学校	知的	高等部	分教室	H22
	N高等学校	知的	高等部	分教室	H22
新潟県	A小学校	知的	小・中	分校	H14
	高等学校	知的	高等部	分校	H22
	B小学校	知的	小・中・高	分校	H17
長野県	A小学校	知的	小学部	分教室	H18
	B小学校	知的	小学部	分教室	H20
	C小学校	知的	小学部	分教室	H22
	A中学校	知的	中学部	分教室	H18
	B中学校	知的	中学部	分教室	H22
	A高等学校	知・肢	高等部	分教室	H17
	B高等学校	知的	高等部	分教室	H22
岐阜県	小学校	知的	小学部	分教室	H20
	A小学校	知・肢	小・中	分校	H11
静岡県	A高等学校	知・肢	高等部	分校	H14
	B高等学校	知的	高等部	分校	H16
	C高等学校	知的	高等部	分校	H18
	A小学校	知・肢	小・中	分校	H20
	D高等学校	知的	高等部	分校	H21
	E高等学校	知的	高等部	分校	H22
愛知県	A高等学校	知的	高等部	分校	H18
	B高等学校	知的	高等部	分校	H21
三重県	A高等学校	知的	高等部	分校	H22
	B高等学校	知・肢	小・中・高	分校	S63
大阪府	A高等学校	知的	高等部	分教室	H22
	B高等学校	知的	高等部	分教室	H22
	C高等学校	知的	高等部	分教室	H18
	D高等学校	知的	高等部	分教室	H22
島根県	中学校	知的	小・中	分教室	H17
	A高等学校	知的	高等部	分教室	H21
広島県	小学校	知的	小・中・高	分教室	S57
	高等学校	知的	高等部	分校	H22
徳島県	高等学校	知的	高等部	分校	H22
佐賀県	小学校	知的	小・中	分校	H22
長崎県	A高等学校	知的	高等部	分教室	H22
	小学校	知的	小・中	分教室	H19
	B高等学校	知的	高等部	分教室	H17
宮崎県	高等学校	知・肢	高等部	分校	H20
	小学校	知・肢	小学部	分校	H17
	中学校	知・肢	中学部	分校	H17
沖縄県	A高等学校	知的	高等部	分教室	H22
	B高等学校	知的	高等部	分教室	H22
	C高等学校	知的	高等部	分教室	H22

H22年度現在、21府県に42分教室、28分校が設置されている。このうち3分の2(66%)がH19年度以降に設置

- ・本県では平成 22 年度より、県立中部農林、南風原、久米島の 3 高等学校に特別支援学校の分教室を設置していますが、市町村立学校への分教室設置はありません。また、小・中・高等学校に併設・隣接する特別支援学校はありません。
- ・以上から、次のような課題をあげることができます。

<課題>

- (1) 交流及び共同学習は着実に実施されているが、十分ではない。
- (2) 交流及び共同学習を進める手段として、分校・分教室、併設・隣接の活用が十分ではない。

7. 特別支援学校の新設

- ・ 学校施設の整備には、大規模な予算が必要です。例えば、過大規模校のある中部地区に特別支援学校を新設する場合、約 30 ～ 35 億円^{*1} の予算が必要となります。
- ・ こうした予算は県全体の予算枠から配分されるため、編成整備計画を推進する前提として、本県の財政状況を把握しておくことは重要です。
- ・ 本県の今後 10 年間の見通し^{*2} によると、沖縄県財政は継続的に収支不足が生じ、歳入と歳出の差が年々広がるため、収支不足は拡大するとしています。このため、今後さらに歳入・歳出両面からの改革を進める必要があるとしています。
- ・ こうした状況を受けて、「新沖縄県行財政改革プラン」^{*3} では「県単独事業^{*4} により整備する、いわゆる大規模なハコ物（事業費が概ね 10 億円以上のもの）及び補助率の低い国庫補助事業による大規模なハコ物については、原則として設計や建設に着手することを見合わせる」としています。
- ・ 先に挙げた中部地区に特別支援学校を新設する場合には、土地購入に少なくとも 11 億円以上の予算が必要になります。この土地購入は、国庫補助の対象とはならないため県単独で予算を準備しなければなりません。
- ・ 土地購入以外の校舎等の整備は、国庫補助の対象となるため（補助率 66%～ 85%）、特別支援学校の新設事業自体が県単独事業というわけではありません。
- ・ 以上から、次のような課題をあげることができます。

<課題>

- (1) 特別支援学校の新設には、土地購入に県単独で 10 億円以上の予算が必要となるため、編成整備計画の手段として用いるには困難性が高い。
- (2) より効率的で効果的な事業推進が求められる。

*1 積算内訳は、土地購入費約 11 億円～ 16 億円、校舎等施設整備約 19 億円。面積は島尻特別支援学校の規模を、校舎等整備費用は、名護特別支援学校の整備費用を参考にした。

*2 沖縄県（平成 22 年 3 月）「今後の財政収支の見通し～粗い長期推計～」。

*3 計画期間は、平成 22 年度～平成 25 年度の 4 年間。

*4 国庫補助等がなく、県単独で予算を準備する事業のこと。

第3章 計画における目標の設定

- ・この章では、前章で取り上げた特別支援学校をめぐる課題や推計を踏まえ、編成整備計画の期間で達成すべき目標を設定します。なお、目標を達成するための具体的な手段及び行程は、「編成整備実施計画」で策定します。
- ・編成整備画計画の策定後は、計画にのっとり事業を展開しますが、事業実施後に得られた「結果」と、計画で設定した「目標」を比較することで「評価・検証」を行います。従って、編成整備計画の目標は具体的に設定しなければなりません。
- ・また、目標は複数設定されますが、これら複数の目標間の優先順位も明らかにする必要があります。

方針1：学校規模の適正化を図る

- ・学校規模は、過大であっても過小であっても十分な教育効果を得ることができません。優れた教育活動を行っても、規模が適正でなければ効果は限定的になってしまいます。このため、学校規模の適正化は最優先で取り組む必要があります。
- ・どの程度が適正規模かは、障害の程度や敷地面積、施設設備等の種々の条件によるため一概に言えませんが、極端な規模の過大または過小は解消しなければなりません。
- ・また、現状だけでなく、推計等により将来の状態を予測し、対策をとる必要があります。
- ・以上のことから、以下の目標を設定します。
 - (1) 美咲特別支援学校の在学者数を平成28年度までに280人以内とし、計画期間内にその人数を超えることがないようにする。
 - (2) 大平特別支援学校の在学者数を平成28年度までに280人以内とし、計画期間内にその人数を超えることがないようにする。
 - (3) 名護特別支援学校、島尻特別支援学校、西崎特別支援学校の在学者数が、計画期間内に200人を越えることがないようにする。
 - (4) 桜野特別支援学校、森川特別支援学校の在学者数が、計画期間内に30人を下回ることはないようにする。
 - (5) 鏡が丘特別支援学校浦添分校の在学者数が、鏡が丘特別支援学校高等部分教室とあわせて、計画期間内に10人を下回ることはないようにする。

方針 2：軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部を充実させる

- ・図 6 でみたように、知的障害種の高等部在生徒数が増加しておりますが、これに伴い沖縄高等特別支援学校への志願者も増加し（表 8）、職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部に対するニーズが高まっています。
- ・こうした状況に対応するため、次の目標を設定します。
 - (1) 平成 28 年度までに、軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部の在学者数を 200 人にし、計画期間内にその人数を下回ることがないようにする。

方針 3：医療的ケアを充実させるため、効率的・効果的に看護師を配置する

- ・子どもたちの安心・安全な教育環境を確保し、保護者及び家庭の負担を軽減させるため、医療的ケア体制を充実させることは重要です。
- ・予算措置を伴う看護師を効率的・効果的に配置するため、次のような目標を設定します。
 - (1) 平成 28 年度までに、看護師配置校を本島各地区（国頭・中頭・那覇・島尻）ごとの拠点校（4 校）に集約する。

方針 4：交流・共同学習をより積極的に推進する

- ・障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会を実現することは、重要な課題です。
- ・その共生社会の実現に向けては、交流・共同学習の推進が大きな役割を果たします。このため、次のような目標を設定します。
 - (1) 平成 33 年度までに、児童生徒が小・中・高校のいずれかの段階で、学校内に設置された特別支援学校の分教室・分校において交流・共同学習を行える環境を整備する（なお、目標達成に向けては「沖縄県立特別支援学校高等部分教室の調査研究モデル事業」（平成 22 年度～平成 24 年度）の検証結果を十分に踏まえる）。

方針 5：より身近な地域で就学できるようにする

- ・より住居に近い学校で就学することは、通学における在学者と保護者の負担を軽減させるだけでなく、卒業後の地域とのつながりを築くためにも重要なことです。
- ・このことから、以下の目標を設定します。
 - (1) 視覚障害に対応する学校を、本島北部及び中部地域に平成 28 年度までに整備する。
 - (2) 聴覚障害に対応する学校を、本島北部及び南部地域に平成 28 年度までに整備する。
 - (3) 平成 28 年度までに、特別支援学校のスクールバスの朝の運行時間を 1 時間 20 分以内

にする。

方針6：施設改築に向けて整備計画を策定する

- ・安全・安心な学習環境を提供することは、教育委員会の重要な役割の一つです。
- ・現在、16校の特別支援学校に関しては、大規模な整備が早急に必要となる施設はありません。しかし、編成整備計画の終期年度である平成33年度には、いくつかの施設で老朽化が進むとみられ、老朽化の進展度合いを見極めていく必要があります。
- ・このため、以下のように、時期を定めて整備計画を策定するという目標を設定します。
 - (1) 編成整備計画の部分計画として、平成33年度にはほぼ全ての施設が築35年以上となる鏡が丘特別支援学校及び鏡が丘特別支援学校浦添分校に関する全面改築計画を、平成28年度までに策定する。
 - (2) 編成整備計画の部分計画として、平成33年度に一部施設が築35年以上となる泡瀬特別支援学校、那覇特別支援学校及び森川特別支援学校に関する一部改築計画を、平成28年度までに策定する。

方針7：より少ない費用^{*1}でより高い効果が得られる手段を選択する

- ・財政状況が厳しい中、県民の理解を得て事業をすすめていくためには、より少ない予算でより大きな効果を得ることができるという説明が必要です。
- ・以上のことから、次のような目標を設定します。
 - (1) 手段設定に向けては、費用対効果を選択基準とする。
- ・以上の方針は、全ての目標に関連する方針7を除き、方針1から方針6はその順番を優先順位とします。複数の目標が並立しない状況があれば、順位の高い方針を優先することとします。

*1 ここでいう「費用」は、計上された予算だけでなく、社会的費用も含む。

関係資料

課題（第2章）と目標（第3章）の対応表

課題	項目	項目	目標
1-(1)	沖繩本島地域では、視覚障害及び聴覚障害に対応する学校がそれぞれ1校しかなく、通学に際して在学者やその家庭への負担が大きいの	1-(1)	美咲特別支援学校の在籍者数を平成28年度までに280人以内とし、計画期間内にその人数を超えることがないようとする
1-(2)	スクーリングによる登下校の負担や制限が小さくない	1-(2)	大平特別支援学校の在籍者数を平成28年度までに280人以内とし、計画期間内にその人数を超えることがないようとする
2-(1)	平成33年度には、鏡が丘特別支援学校浦添分校の施設全体が、また、那覇特別支援学校、森川特別支援学校、泡瀬特別支援学校の一部施設が築35年以上となり、改築等の対応が想定される	2-(1)	名護特別支援学校、島尻特別支援学校、西崎特別支援学校の在学者数が、計画期間内に200人を越えることがないようとする
3-(1)	現在、美咲特別支援学校と大平特別支援学校は、過大規模となっている	3-(1)	桜野特別支援学校、森川特別支援学校の在学者数が、計画期間内に30人を下回るようなことがないようとする
3-(2)	在学者数の推計から、名護特別支援学校、島尻特別支援学校、西崎特別支援学校においても適正規模を越える可能性がある	3-(2)	鏡が丘特別支援学校浦添分校の在学者数が、鏡が丘特別支援学校高等部分教室とあわせて、計画期間内に10人を下回るようなことがないようとする
3-(3)	桜野特別支援学校、鏡が丘特別支援学校浦添分校、森川特別支援学校では在学者数が減少が予想され、過小規模となる可能性がある	3-(3)	平成28年度までに、軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部の在籍者数を200人とし、計画期間内にその人数を下回ることがないようとする
4-(1)	特別支援学校への看護師配置は年々増えているが、肢体不自由を受け入れることのできる特別支援学校も増えることから、予算措置を伴う看護師配置の効率的・効果的運用が求められる	4-(1)	平成28年度までに、看護師配置校を本島各地区(国頭・中頭・那覇・島尻)ごとの拠点校(4校)に集約する
5-(1)	軽度知的障害生徒が、職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部の受け皿が十分でない	5-(1)	平成33年度までに、児童生徒が小・中・高校のいずれかの段階で、学校内に設置された特別支援学校の分教室・分校において交流・共同学習を行える環境を整備する
6-(1)	交流及び共同学習は着実に実施されているが、十分ではない	6-(1)	視覚障害に対応する学校を、本島北部及び中部地域に平成28年度までに整備する
6-(2)	交流及び共同学習を進める手段として、分校・分教室、併設・隣接の活用が十分ではない	6-(2)	聴覚障害に対応する学校を、本島北部及び南部地域に平成28年度までに整備する
7-(1)	特別支援学校の新設には、土地購入に県単独で10億円以上の予算が必要となるため、編成整備計画の手段として用いるには困難性が高い	7-(1)	平成28年度までに、特別支援学校のスクーリングの朝の運行時間を1時間20分以内にする
7-(2)	より効率的で効果的な事業推進が求められる	7-(2)	編成整備計画の部分計画として、平成33年度にはほぼ全ての施設が築35年以上となる鏡が丘特別支援学校及び鏡が丘特別支援学校浦添分校に関する全面改築計画を、平成28年度までに策定する
			編成整備計画の部分計画として、平成33年度に一部施設が築35年以上となる泡瀬特別支援学校、那覇特別支援学校及び森川特別支援学校に関する一部改築計画を、平成28年度までに策定する
			手段設定に向けては、費用対効果を選択基準とする

特別支援学校知的障害種児童生徒数の推計

・今後の本県特別支援学校知的障害種児童生徒数については、以下のように推計しました*1。

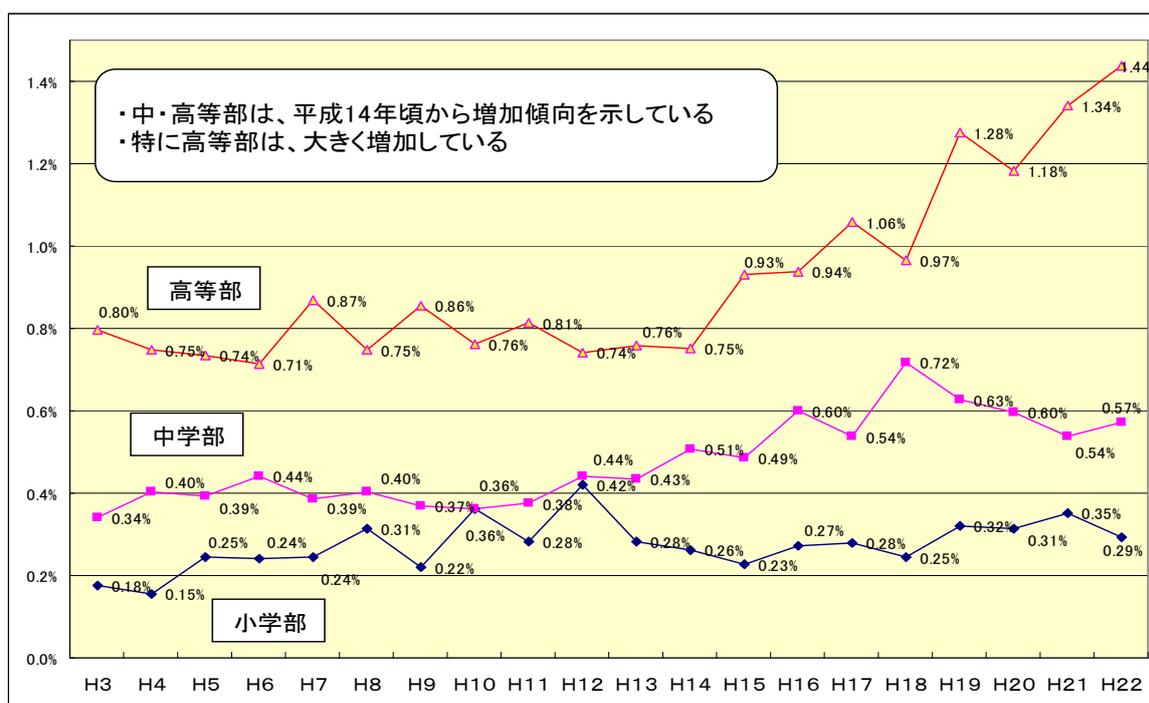
(1) 過去 20 年間の各年度における小・中・高等部*2 の 1 年生の数を、その子が生まれた年の出生数*3 で割り、各年度の「入学率」を割り出す (別図 1)。

(例 : H20 年度小学部 1 年生 54 人 ÷ H13 年出生数 17,169 人 = 0.31% (入学率))

(2) 今後 10 年間の各学部入学率は、過去 20 年間の入学率伸び率と同等で推移すると推計する (別図 2)。

(3) 推計した入学率に出生数を乗じ、今後 10 年間の各学部 1 年生の入学者数を算出する。これに、各学部 2 年生以上は同数で持ち上がっていくとして加え、各学部の児童生徒数を算出する (別図 3)。

(4) 推計した数を、各特別支援学校の平成 22 年度占有率に従い割り当て、5 年後及び 10 年後の各校の増加数を算出する (別表 1)

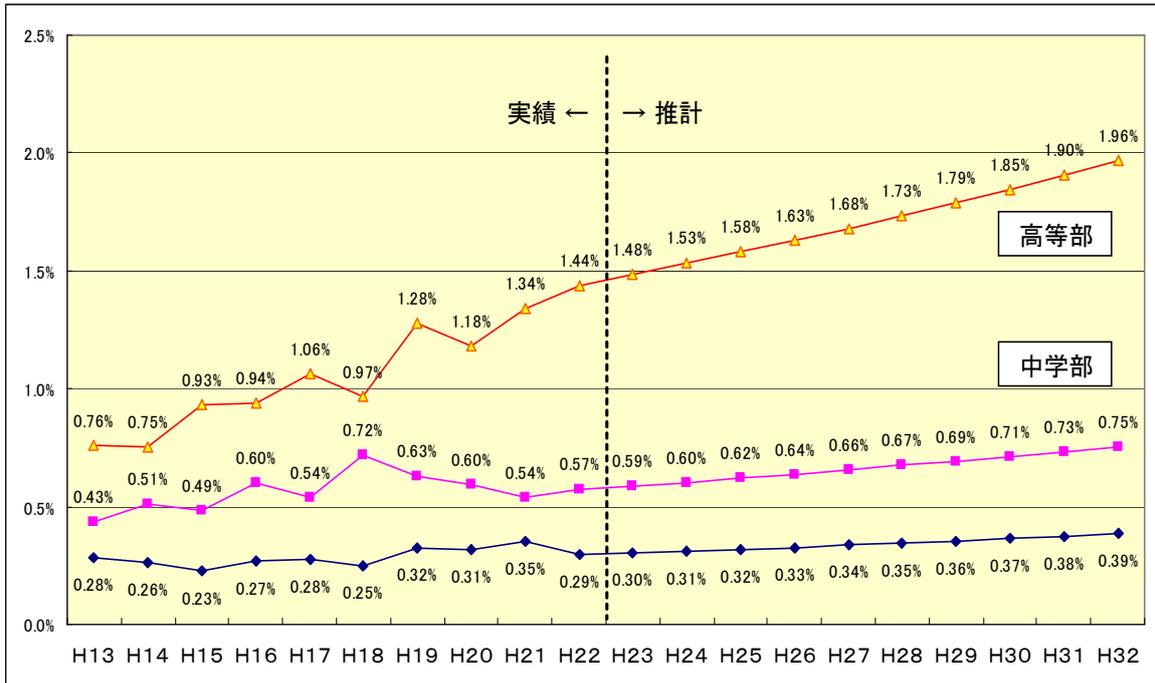


別図 1 各学部入学率の推移

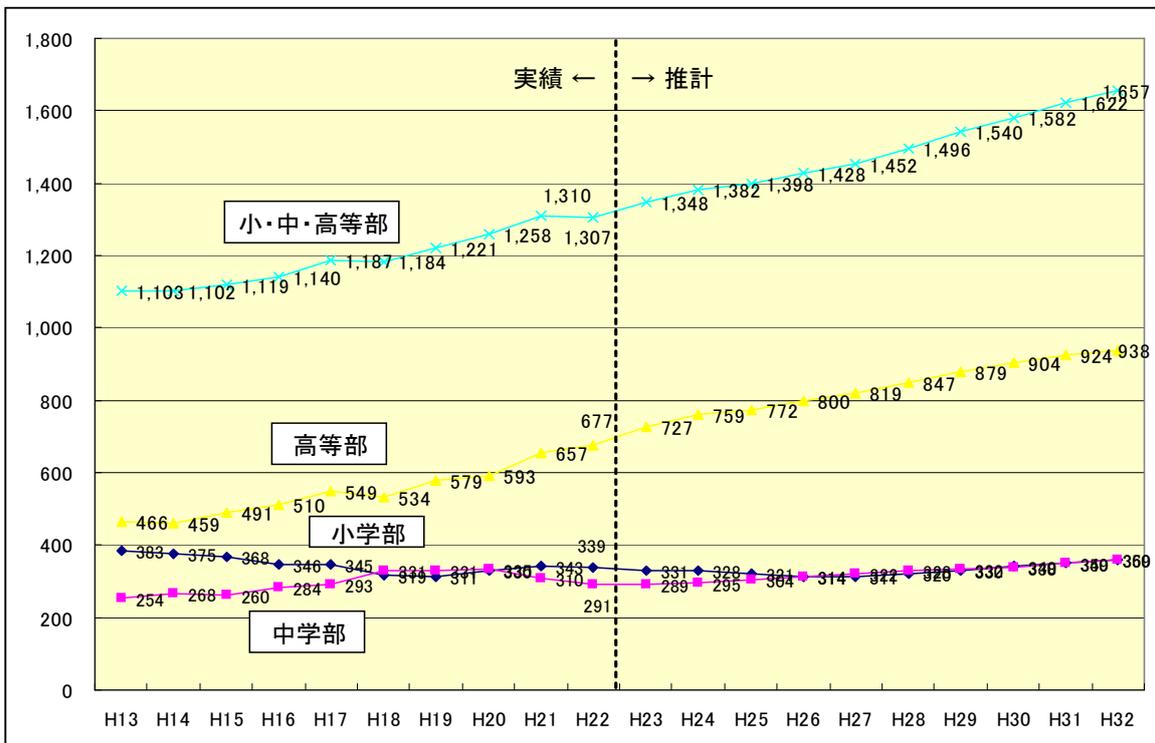
*1 大阪府教育委員会の「府立養護学校知的障がい児童生徒数の将来推計」を参考にしました (<http://www.pref.osaka.jp/attach/.../titekisyougaisetosuu%20sukei.doc>)。

*2 幼稚部は地域ごとの配置であり、また定数設定があるため、現行定数で維持するとした。

*3 出生数は、沖縄県福祉保健部福祉保健企画課ホームページ「人口動態統計の概況」を引用 (<http://www.pref.okinawa.jp/hukushihokenkikaku/vsa/vsa.html>)。ただし、集計は年度ではなく暦年である。



別図2 各学部入学率の推計



別図3 各学部児童生徒数の推計

	H22年度 小・中・高部 児童生徒数	全体に 占める割合	推 計	
			5年後 145人↑	10年後 350人↑
名護特別支援学校	112	9.6%	14	34
美咲特別支援学校	309	26.6%	38	93
大平特別支援学校	295	25.4%	37	89
島尻特別支援学校	157	13.5%	20	47
宮古特別支援学校	74	6.4%	9	22
八重山特別支援学校	56	4.8%	7	17
西崎特別支援学校	158	13.6%	20	48

別表 1 各校の5年後及び10年後の増加数の推計

○留意事項

高等部在学者数が増加する傾向はいずれ頭打ちになると考えられるが、それがどの時点かという推測は困難であるため、単純に現在の傾向が10年間続くと仮定している。この点は、留意が必要である。